

## <特記仕様書>

- 1 件名 エアー遊具納入設置および借上
- 2 物件内訳 別紙「借入（リース）物品仕様書」のとおり
- 3 契約期間  
契約締結の日から令和8年9月30日（水）まで
- 4 賃貸借期間  
令和3年10月1日（金）から令和8年9月30日（水）まで（60か月リース）
- 5 物件の調整および設置期限  
令和3年9月30日（木）
- 6 設置場所および設置数
  - (1) 設置場所  
秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターアルヴェ5階  
秋田市子ども未来センターふれいる一む内
  - (2) 設置数  
1基
- 7 納入条件  
本件に係る秋田市の借入物品について、納入は以下の手順により行うこと。また、納入にあたっては、当該借入物品の搬入、組み立て、据付け、動作確認等に関して、本市担当者の指示に従うこと。
  - (1) 設置場所への搬入  
ア 当該借入物品を「5 物件の調整および設置期限」までに「6 設置場所および設置数」に示す設置場所に搬入すること。  
イ 搬入する時間帯については、本市担当者の指示に従うこと。  
ウ 搬送および搬入に要する費用は、納入者の負担とする。
  - (2) 組み立ておよび据付け  
上記物品を搬入後、速やかに当該物品の組み立ておよび据付けを行うこと。
  - (3) 動作確認  
設置した物品の動作確認を行い、使用可能な状態に調整して納品すること。  
なお、動作確認に要する費用は、納入者の負担とする。
  - (4) 事後処理・調整を納入業者の負担で行うこと。  
ア 梱包材等の処理  
イ 保証書の書き込み、整理（保証書を別に納入者が作成、保証する事も可とする）
- 8 検査
  - (1) 借入物品納入完了後に納入検査を行う。
  - (2) 納入検査において、合格と認められないときは、納入者は本市担当者の指定する期日までに物品の取り替え又は補正を行うこと。

## 9 保証等

### (1) 故障対応

借入物品のメーカーの無償保証期間中、当該借入物品に故障が発生したときは、納入者は直ちに当該借入物品設置場所へ赴き、迅速に修理・調整を行い、正常な状態に復旧すること。また、故障の状況に応じ、部品交換や代替機器との取り替え等を行うこと。

### (2) アフターサービス・メンテナンスに関する要件

当該借入物品に関し、秋田県内または近接県内に迅速なアフターサービス又はメンテナンスのための営業所を有し、その体制が整備されていること。

### (3) 動産総合保険

賃貸する物件には、賃貸人において動産総合保険を付するものとする。

## 10 その他

(1) 本仕様書に記載がなくても、本仕様の作業に必要となる消耗品・諸費用については、納入者の負担とする。

### (2) 使用等に関する指導・相談

納入者は、借入物品の使用および維持管理等について、不明な点や疑問点の相談に対して適切な指導を行うこと。

### (3) 賃借料支払条件

請求に基づき、月毎に前月分の賃借料を支払う。

### (4) 物件の譲渡

賃借料がすべて支払われた後、借入物品（付属品を含む）のすべてを本市に無償で譲渡するものとする。